

阿見町デマンドタクシー運行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿見町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が運営主体となり、町民の日常生活に必要な交通手段を阿見町デマンドタクシーにより確保し、その利便性の増進を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デマンドタクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)

第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者であって、法第4条の許可を受けて事業を経営する者をいう。

(2) デマンドタクシー 前号に規定する法第4条の許可を受けて事業を経営する者が、10人以下の車両により運行するものであり、事前の予約により利用者の自宅と目的地の間を送迎する乗合タクシーをいう。

(事業の形態及び委託)

第3条 この事業は、デマンドタクシーによる運行とし、運行に関する業務の一部をデマンドタクシー事業者に委託することができるものとする。(以下、協議会の委託を受けたデマンドタクシー事業者を「事業者」という。)

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 阿見町に住所を置く者

(2) 一人で乗降が可能な者。ただし、一人で乗降ができない場合は、付添人が同伴すれば可能とする

(3) 電話による予約及び確認が可能な者

(4) 保護者が同伴する未就学児

(5) その他、協議会会長が特に認める者

(登録)

第5条 この事業を利用しようとする対象者は、協議会会長に阿見町デマンドタクシー利用登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)による提出、もしくはいばらき電子申請・届出サービスによる利用登録の申請をしなければならない。

2 協議会は、申請書の内容等を確認した後、申請者を利用登録者台帳(様式第2号)に記載し、当該記載をした者(以下「利用者」という。)に対して利用登録申請書の写し及び乗降場所の地図並びに阿見町デマンドタクシーあみまるくんポケットガイドを発行する。この場合において、いばらき電子申請・届出サービスによる利用者に対しては、登録完了メールへ乗降場所の地図を添付し、阿見町ホームページ内にデマンドタクシー運行概要及び阿見町デマンドタクシーあみまるくんポケットガイドの案内を掲載する。

3 利用者がデマンドタクシーの乗降及び乗車中において介添えを必要とする場合は、当該介添者は前2項に規定する登録に拠らずに当該利用者と同乗できるものとする。

(運行範囲)

第6条 デマンドタクシーの運行範囲は、阿見町の区域内、JR常磐線荒川沖駅(東口)及びうしくあみ斎場とする。

(運行日)

第7条 デマンドタクシーの運行日は、月曜日から金曜日までの週5日間とする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月2日から3日までの間並びに12月29日から31日までの間は運行しないものとする。

(運行時間)

第8条 デマンドタクシーの運行時間は、8時から17時までの1日9便とする。

(乗車料金)

第9条 利用者及び当該利用者の介添をする者は、乗車1回につき大人(中学生以上)が400円、小学生及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付されている者・介護保険法における「要介護者」「要支援者」「事業対象者」(以下「身体障害者等」という。)並びに身体障害者等に付き添う者1人までが200円の乗車料金を支払うものとする。ただし、利用者が同伴する3歳児未満の未就学児は無料とし、3歳以上の未就学児については保護者1人につき2人まで無料とするが、3人目からは200円を支払うものとする。

(乗車の予約)

第10条 利用者は、乗車を希望する日の2日前(運休日を除く)から当日利用する便の出発時刻の30分前までの間に阿見町デマンドタクシー予約受付センター(以下「予約センター」という。)に連絡し予約するものとする。ただし、8時及び9時台の予約については、乗車を希望する日の前日までに予約するものとする。

(乗車の予約の取り消し)

第11条 乗車の予約の取り消しは、利用者が予約した運行時間の30分以前に予約センターに連絡し、当該予約取り消しの確認をもって成立するものとする。ただし、8時台の予約については、事業者へ連絡するものとする。この場合において、当該乗車の予約を取り消したことによる協議会が定める料金は生じないものとする。

2 協議会は、予約の運行時間の30分以前に連絡がない未乗車については、協議会が定める料金を当該利用者に請求することができる。

(乗降場所)

第12条 デマンドタクシーの乗降場所は、利用者の指定した場所とする。ただし、大規模公共施設等については、当該施設管理者からの承諾のうえ、協議会があらかじめ指定した場所を乗降場所とすることができる。

(運行車両)

第13条 運行するデマンドタクシーについては、阿見町が所有する車両（以下「ワゴン型車両」という。）を事業者へ無償で貸与するものとする。

2 ワゴン型車両が、予期せぬ事態により運行が困難になった場合、事業者が所有するタクシー車両を使用するものとする。

3 同条第1項及び第2項における詳細な事項については、協議会会長及び事業者にて協議のうえ決定するものとする。

（表示）

第14条 協議会は、この事業に供する車両であることを明らかにするため、次の各号に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

(1) 「デマンドタクシー」であることを示す文字

(2) その他、協議会会長が必要と認めるもの

2 前項に規定する表示に関する文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

（運行記録）

第15条 事業者は、運行記録(様式第3号)を作成し、運行した月の翌月10日までに協議会に提出するものとする。

（事故報告）

第16条 事業者は、この事業に係る業務において事故等が発生した場合は迅速かつ的確に対応し、協議会に速やかに報告するとともに事故報告書(様式第4号)を提出するものとする。

（苦情処理）

第17条 事業者は、利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、協議会に苦情等について報告をするものとし、処理については協議会会長及び事業者にて協議のうえ決定するものとする。

（利用者登録の取り消し）

第18条 協議会は、利用者が次の各号に掲げる行為をした場合は、原因となる事項が解消されるまでの間、その利用者の登録を取り消すことができる。

(1) 予約を独占するような悪質な行為

(2) 悪質な予約のキャンセル及び変更

(3) その他デマンドタクシーの運行に支障をきたす行為

（乗車の拒否）

第19条 デマンドタクシーの運転手は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、乗車を拒否できるものとする。

(1) 他の利用者に迷惑がかかるおそれがある場合

(2) 運転手に対して暴力的な言動をとった場合

(3) 運転手に対して無理な要求を強要してくる場合

(4) 運転手がデマンドタクシーの運行に支障をきたすと判断した場合

(5) その他道路運送法第13条に抵触する場合

(重要事項の決定)

第20条 この事業における運行の形態、運行回数、運行時間及び乗車料金等の重要な事項については、協議会において協議し決定する。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。